

コンドルセと教育の獨立

鈴木秀勇

「革命諸議會がわれわれに遺した公教育計畫の中で、とりわけ最も重要なもの⁽¹⁾と評される・コンドルセの『公教育の全組織にかんする報告と布告草案』(Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique, présentés à l'Assemblée nationale, au nom du Comité d'instruction publique, les 20 et 21 avril 1792.)⁽²⁾にひらびとくに注目されるのは、ソシエテ・ナシオナル (Société nationale des sciences et des arts) の構想である。これは、一、初級學校 (écoles primaires)、『二、第二級學校 (écoles secondaires)、『三、アンステュテュ (instituts)、『四、リセ (lycées)』の上になつ・公教育の第五階程⁽³⁾をなすものであり、『報告』

は、その目的を、「教育の諸施設を監督し指導すること (surveiller et diriger les établissements d'instruction)」、諸科學と諸技術との完成に専心すること、有益な諸發明を蒐集し奨励し應用し普及させること」にある、とのべ、⁽⁴⁾『布告草案』は、「一、全教育を指導し監督すること、『二、教授〔内容・方法〕の完成と簡潔化とに寄與すること、『三、諸發明によつて、諸科學と諸技術との限界をおしひろげること、四、他國民の諸發明によつてフランスを豊かにするため、外國の學會と連絡することである』と記して⁽⁵⁾いる。ソシエテ・ナシオナルの構想をコンドルセ・プランの・最大の特徴とする理由は、とくに、それが全教育施設および教授内容・方法の指導・監督にあたる、と規定されている點にある。

しかし、ソシエテ・ナシオナルの機能は、右の點に盡

されるものではない。『報告』は、第一に、「ソシエテ・ナシオナル、リセ、アンステイテュにおいて構成される指導主事 (Les directrices) が、下級の諸施設をたえず視察する (inspecter) 責をおう」とも定めるとともに、第二に、被選挙資格者名簿にもとづく互選によって會員を選出する・ソシエテ・ナシオナルの各部門が「リセの教授を選挙する」、「リセの教授がアンステイテュの教授を選挙する」、「第二級學校および初級學校の教師については、被選挙資格名簿は、地區のアンステイテュの教授の手で作成される」⁽⁶⁾とのべている。すなわち、『報告』は、ソシエテ・ナシオナルが、下級諸學校の教育の「指導・監督」に任ずるばかりでなく、また教授・教師の「任命」體系の頂點にたつことを暗示しているのである。

『報告』ではなお不分明な・右の二點は、『布告草案』の中で、その第七編「教授〔内容・方法〕の指導および監督」(Titre VII. Direction et surveillance de l'enseignement.) と、第八編「任命」(Titre VIII. Nomination.) とに分岐展開されており、前者については九條、後者については一四條にわたって、それぞれ詳細な

規定が與えられている。すなわち、

第七編⁽⁷⁾。「第一條。ソシエテ・ナシオナルの各部門 (chaque classe)⁽⁸⁾ は、各年ごとに、部門内から三名を任命して、教育指導主事 (Le directeur d'instruction) を構成せしめる。

右指導主事は、定期的に會合し、リセの教職員の職務〔遂行〕にかんして生ずる困難を處理する。指導主事は、通常の事項については決定を行うが、きわめて重大な問題はこれを關係部門に送付する。指導主事はまた、教授〔内容・方法〕について行われるべき改善にかんする見解を、各部門に提出する。

第二條。リセ學年度末に、各リセの教授 (Professeurs) および管理者 (conservateurs) は、視學一名 (un inspecteur) を互選する。視學の職務は、教授上の秩序と正確とを維持し、施設内の内部行政を監督し、この諸點について、ソシエテ・ナシオナルの指導主事と連絡し、毎月、リセの教授状況にかんする・正確な報告を、これに送付することである。

第三條。各リセの教授および管理者は、各年ごとに、リセの教職員六名によって構成される教育指導主事を任

命する。右指導主事は、地區の諸アンステイテュの指導・視察にあたる。指導主事は、通常の事項については決定を行うことができるが、重要な事項については、リセ教職員全員の總會のみが決定を行いうる。視學は指導主事〔會議〕を司會する。

第四條。略。

第五條。各アンステイテュに、視學一名をおく。右は、リセにおけると同ような方法で選出され、同ような職務をおう。右視學は、リセの指導主事と連絡する。

第六條。各アンステイテュにおいて、教授と管理者とは、四名からなる指導主事を、互選によって任命する。

右指導主事は、アンステイテュ所在地の初級學校および第二級學校の視察と指導とを行う。指導主事は、下級諸學校において生ずる・通常の事項については決裁を行う。重要な事項については、アンステイテュの教職員全員によって構成される總會のみが決裁を行いうる。

第七條。略。

第八條。別に規則により、指導の方法をさだめ、教育指導主事によって決定されるべき事項と、ソシエテ・ナショナルの諸部門、およびリセ、アンステイテュの總會

によって決定されるべき事項との別を、指示する。

第九條。行政機關は、内務大臣管轄のもとに、公教育にあてられる國有建造物の維持・修復・改築、ならびにその經費の責をおう。

右によれば、第一に、ソシエテ・ナショナルの會員からなる指導主事が一級下のリセの、リセの教職員からなる指導主事が一級下のアンステイテュの、アンステイテュの教職員からなる指導主事がその下級の・第二級および初級學校の、それぞれ教授内容・方法を視察・監督・指導し、第二に、リセ、アンステイテュは、それぞれ自己の視學をもち、教育行政・教授状態を視察させるのであるが、しかしこの視學も、おのおの一級上の施設から派遣される指導主事と連絡することを要求され、第三に、各級指導主事は、それぞれ一級下の施設にかんする事項のうち重大なものについては、自己の選出母胎の決定にまたなければならぬのである。

とすれば、ソシエテ・ナショナルは、コンドルセの構想にかかる・公教育の指導・監督體系の内部において、いわばヒエラルキーの頂極に位するもの、といわなければならぬ。

ところで、『布告草案』第八編「任命」の原則もまた、右に全く對應することは、明らかである。すなわち、

第八編。「第一條。外國人會員を除き、ソシエテ・ナシオナルの全會員は、所定の方式にしたがい、その選舉に平等に参加する。

第二條。「ソシエテ・ナシオナルの」各分科 (Chaque section)⁽¹²⁾ ごとに志望者 (aspirants) の名簿が作成され、なんびとも、これに登録し、ないし登録を行わしめる権利をもつ。

第三條。ソシエテ・ナシオナルに空席が生じた時、各部門ごとに、投票の比較多數により、志望者中から被選舉資格者 (Eligibles) 五名の名簿を作成する。この五名のうちから、分科が、投票の絶對多數により、新會員を選出する。

第四條。ソシエテ・ナシオナルにおいて、リセの教授および管理者の席の志望者の名簿が作成される。なんびとも、これに登録し、ないし登録を行わしめる権利をもつ。

第五條。リセの教授ないし管理者に空席が生じた時、ソシエテ・ナシオナルの部門ごとに、比較多數により、

志望者中から五名を選抜する。このうちから、空席の學科に對應する・ソシエテの分科ないし諸分科が、教授を任命する。管理者の最終的任命は、教育指導主事によって行われる。

第六條。各リセにおいて、地區の諸アンステイテュの教授および管理者の席の志望者の名簿が作成される。なんびとも、これに登録し、ないし登録を行わしめる権利をもつ。

第七條。アンステイテュの教授ないし管理者に空席が生じた時、地區のリセの總會は、投票の比較多數により、六名より多からず三名より少からぬ被選舉資格者の名簿を作成する。⁽¹³⁾ ……かく調整された名簿のうちから、空席に對應する・リセの部門が、教授を選挙する⁽¹⁴⁾ ……。

第八條。アンステイテュの教授が、地區の第二級學校のために、上級施設の諸規則に準じて、志望者の名簿を作成する。

第九條。第二級學校の教師は、地區のアンステイテュの總會が提示した・三名の被選舉資格者の名簿にもとづき、コミューヌの總會によって任命される。

第一〇條。同じ規則にしたがい、地區のアンステイテ

ユの教授により、初級學校教師の席の志望者の名簿が作成される。

第一一條。初級學校の教師に空席が生じた時、地區のアンステイテュの教授が、學校所在地ないし所在市街區の父に、三名の被選舉資格者の名簿を提示し、家父が、絶對多數によつて、教師を選擧する。

第一二、一三、一四條。略⁽¹⁵⁾。

右にしたがえば、會員選出をその内部で行うソシエテ・ナシオナルが一級下のリセにつき、リセが一級下のアンステイテュにつき、アンステイテュがその下級の・第二級および初級學校につき、第一に、おのおの教職員志望者の名簿を作成し、第二に、被選舉資格者を選定し、第三に、第二級・初級學校の場合を除けば、所要教職員を選擧する、という規定によつて、ここでもまたソシエテ・ナシオナルは、教職員「任命」制度の頂點に位置づけられるのである。

ところで、右にみたような・公教育の指導・監督ならびに任命の體系によつてコンドルセが意圖したものは、なんであつたのか。公教育は公權力によつて設立されるものでありながら、『布告草案』第七編、第九條の規定に

みられるとおり、内務大臣管轄下の行政機關は、ひとり教育施設の建造物を管掌するにすぎない。また、『報告』は、あの體系を提示したあと、「この手段によつてこそ、教育の獨立 (Independence de l'instruction) が保證されるであらう」、とのべている⁽¹⁶⁾、なかんづく、冒頭の・いわば總論の部分で、「およそ教育の第一要件は、眞理以外のものを教授しないところにあるのであるから、公權力が教育にささげる諸施設は、できる限り、一切の政治的權威から獨立していなければならぬ⁽¹⁷⁾」、という原則をかかげた『報告』は、各級教育施設についてそれぞれ論じ終つたのち、全體の總括にあたる部分においてもまた、「要するに教育の獨立は、いわば人類の諸權利の一部をなすものである。人間は完成性 (une perfectibilité) ——その・未知なる限界は、たとえ存在するにしても、われわれのうかがいえぬかなたにある——を自然からうけている。また、新しい眞理の認識は、人間にとつて、かれの幸福と榮光との源泉である・あの・よろこばしい能力〔完成性〕を發展せしめる・ゆゑの手段である。だとすれば、はたしていかなる權力が人間にむかつて、なんじが知るべきものは、これである、なんじがとどま

るべき限界は、ここである、と語の権利をもちうるであらうか」と強調してゐる。してみれば、われわれとしては、ンシエテ・ナショナルを頂極とすることによつて自己を完結する公教育體系のもとにコンドルセが意圖したものは、公教育の内部から、教育と研究との獨立に敵對する・一切の勢力を排除し、公教育をこれらの勢力から切斷することであつた、と推測して誤りないであらう。

(1) Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de l'Assemblée législative, publiés et annotés par J[ames], Guillaume. (Collection de documents inédits sur l'histoire de France publiés par les soins du Ministre de l'instruction publique.) Paris, Imprimerie nationale, 1889, Introduction, 1.

キョームがこの「序説」に列擧してゐるこのことによれば、立憲議會の時期に發表された、なほ議會に建言せられた教育計畫は、國民教育と題するもののみが九編、その他各種學校の組織を論じてゐるものを合すれば、二十編をなした (Intro. vi-ix)。それらの一つは「Traité sur l'éducation publique, trouvé dans les papiers de Mirabeau l'aîné, publié par P.-J.-G. Cabanis, docteur en médecine. Paris, Imprimerie nationale, 1791, 206 p. がある。そのほか、これは「ミラベールの協力者のひとり、ヌストル・レイバズの手によるものである」として「ミラベール」一七九〇年

一〇月五日付書簡で、議會で演説する豫定の公教育論の原稿作成をトーンに依頼してゐる Guillaume, Intro. vii. note (3) / Étienne Méjan [éd.] : Collection complète (sic) des travaux de M. Mirabeau l'aîné, à l'Assemblée nationale, etc. Tom. V. Paris, 1792. は、右の論作の第一論文を「Discours de M. Mirabeau l'aîné, sur l'éducation nationale. Instruction publique ou de l'organisation du corps enseignant,」と収録してゐる (pp. 536~563) / Louis de Loménie. (II^e partie continuée par son fils.) : Les Mirabeau. Nouvelles études sur la société française au XVIII^e siècle. Tom. V. Paris, 1891. は、ミラベールの著作・演説目錄の中に「上記のこと」を擧げている。

公教育にかんする、これらの建言をなせられた立憲議會は、九〇年一〇月一三日、公教育組織の事業は「憲法委員會」に付託し、議會はこれに關知しながら、その報告を發表せし (J. B. Duvergier [éd.] : Collection complète des lois, décrets, etc. 2^e éd. Paris, 1834. Tom. I, p. 410)。憲法委員會のひとり Charles-Maurice de Talleyrand-Périgord が、右報告によつて、公教育組織のプランを立憲議會に提出する報告の作成に着手したが、その報告が行われたのは、ミラベールが九一年九月 (一〇・一・一・一) のレポルト (Guillaume, Intro. vi.) の「Rapport sur l'instruction publique, fait au nom du Comité de constitution, par M. Talleyrand-Périgord,

eto, Paris, Impr. national, 1791. 124 p.-100 p. [un projet de décret.] 以下。この報告の「眞の作成者」を「ルイ・ド・セラン」の秘書 Desreanaudes とする見解がある。Louis-Grimaud: Histoire de la liberté d'enseignement en France. Tom. II. La Révolution. Nouv. éd. Grenoble-Paris, 1944. p. 67. 参照)

(2) 上記の二つの文書ともある。1791年 Oeuvres de Condorcet. Publiées par A. Condorcet-O'Connor et M. F. Arago. Tom. VII. Paris, 1847. pp. 449—573. (Rapport: pp. 449—529. Projet de décret: pp. 529—573.) 他に Procès-verbaux du Comité d'instruction publique. pp. 188—246. (Rapport: pp. 188—226. Projet de décret: pp. 266—246.) である。両文書の間には、細部において若干の相異がある。

九二年四月二〇日の・コンドルセの報告は、國王ルイ一六世の・突然の議會出席によって中斷されたため、二一日にも書きこまれた。(Procès-verbaux: 251.) 國王出席の目的は、對オーストリア・ハンガリ宣戦についで議會にうたったためであった。しかし、この戦争は、後にプロイセンの参戦を招き、八月一〇日の「第二フランス革命」(G. Lefebvre) 王制廢絶の一因となった。

(3) ソンシエ・ナシオナルは、第一部門 (classe) 「數學・物理學」(第一分科 (section)) 「解析」はじめ五分科からなり、バリ在任會員、デバルトマン在任會員、おのおの四八名、外國人會員八名によって組織される、第二部門「道德學・

政治學」(第一分科) 形而上學・道德感情理論」はじめ五分科、バリ在任會員、デバルトマン會員、おのおの三〇名、外國人會員八名、第三部門「應用科學」(第一分科) 醫學・物理學・外科學」はじめ一〇分科、バリ在任會員、デバルトマン在任會員、おのおの七二名、外國人會員二名、第四部門「文學・藝術」(第一分科) 文法・批評」はじめ六分科、バリ在任會員、デバルトマン在任會員、おのおの四四名、外國人會員一二名、から構成される (Oeuvres. VII. 544—546. Procès-verbaux. 238—240)。この四部門は、マンステイテ・リセ、ソンシエ・ナシオナルに共通しており、分科は後二者の各部門内にもみられる。

(4) Oeuvres. VII. 501. Procès-verbaux. 213.

(5) Oeuvres. VII. 543—544. Procès-verbaux 237—238.

(6) Oeuvres. VII. 512—513. Procès-verbaux. 218—219.

(7) 『布告草案』の・他の編は、第一編「教育の區分」六條、第二編「初級學校」一六條、第三編「第二級學校」一二條、第四編「アンステイテ」一〇條、第五編「リセ」一二條、第六編「ソンシエ・ナシオナル」一一條、第九編「祖國の生徒」(奨學生) 七條、である。渡邊誠譯『コンドルセ・革命議會の教育計畫』(岩波文庫) は、この『布告草案』の部分の譯出してない。

(8) 前出註 (3) を参照。

(9) これは、全フランスで九つのリセの區域決定にかんする條項である。

(10) これは、アンステイテの區域にかんする條項である。

(21) コンドルセと教育の獨立

- 20。
- (11) 以上は、Oeuvres. VII, 547~549. Procès-verbaux. 241~242.
- (12) 前出註(3)を参照。
- (13) 省略部分は、被選挙資格者数の調整にかんする規定である。
- (14) 省略部分は、管理者任命にかんする規定である。
- (15) 第一二條は、外國人教員にかんする規定、第一三條は、教員任用期間にかんする規定、第一四條は、この『布告』によって初めて全教育施設が創設されるさいの任用については、別種方式を指示する旨の規定である。
- (16) Oeuvres. VII, 513. Procès-verbaux. 219.
- (17) Oeuvres. VII, 451. Procès-verbaux. 189.
- (18) Oeuvres. VII, 522~523. Procès-verbaux. 223.

二

『一七九一年フランス憲法⁽¹⁾』は、『人權・市民權宣言』(一七八九年)を自らの基礎と稱しているにもかかわらず、『宣言』をこえる・二つの規定を含んでゐる。すなわち、『憲法、第二編、憲法によって保證される基本的諸規定』の第六パラグラフに、「遺棄された兒童を養育し、廢疾の貧民を救済し、身體の健全な貧民で労働を取得することのできなかつた者に労働を提供するために、公的扶

助の全般的施設が創設され組織されるであらう」⁽²⁾とされるのがその一であり、續く第七パラグラフに、「全ての市民にとって平等であり、全ての人間にとって不可欠の教育部分については無償である公教育、(une Instruction publique, commune à tous les citoyens, gratuite à l'égard des parties d'enseignement indispensables pour tous les hommes)が創設され組織されるであらう。これの施設は、段階的に、王國の區別に應じて、配分されるであらう」⁽³⁾とするのが、その二である⁽⁴⁾。

ブルジョワ・デモクラシーの諸主張に終始する『人權・市民權宣言』全一七章の・どの規定からも演繹されることのできない・右の二規定が、どのような思想と經緯ともとづいて『九一年憲法』の中に現われるにいたつたか、を説明することは、本論のテーマには屬さない⁽⁵⁾。一七九二年一二月、主として左派山嶽黨の提唱のもとに、初めて公教育の義務制化への動向が胚胎するさい⁽⁶⁾、公教育の貫徹の前提として貧民扶助の問題が提起される⁽⁷⁾、という事實は、おのずから、この二規定の背後に伏在する・一つの意味を語っている。

立法議會は、あの『憲法の規程規定』第七パラグラフ

に定められた・公教育創設の事業に着手するため、發足早々の一七九一年一〇月一四日、國民議會第一九の委員會として『公教育委員會』(Le Comité de l'instruction publique)を組織する。⁽⁹⁾續いて一〇月二八日には『公教育委員會』のメンバーに、コンドルセほか二三名の委員が任命され、同委員會は、一〇月三〇日の第一回委員會で、議長コンドルセ、副議長バストレ、書記ラセバード、アルボガストらの役員を選挙し、活動を開始する。

ところでわれわれは、『立法議會公教育委員會議事録』が、第四回委員會(九一・一一・五)について、「コンドルセ、公教育にかんする・彼の諸論文を一括して提出」と記録しているのを、みいだす。⁽¹⁰⁾右『議事録』編集者ギムムの註記にしたがえば、提出された論文数は四編であり、それらは、コンドルセが刊行協力者であった『公人文庫』(“Bibliothèque de l'Homme public”)に連載されたものである。⁽¹¹⁾とすれば、この・四編の論文は、アラゴおよびオコンノール編集の『コンドルセ著作集・第七卷』所收の・『公教育について』(Sur l'instruction publique)と題する・五編の論文のうち、第五を除く他の四論文にほかならない。すなわち、

第一論文——公教育の本質と目的 (Nature et objet de l'instruction publique.) 『公人文庫』第二年第一號掲載。⁽¹²⁾

第二論文——兒童のための普通教育について (Sur l'instruction commune pour les enfants.) 『公人文庫』第二年第二號掲載。

第三論文——成人のための普通教育について (Sur l'instruction commune pour les hommes.) 『公人文庫』第二年第三號掲載。

第四論文——職能にかんする教育について (Sur l'instruction relative aux professions.) 『公人文庫』第二年第九號掲載。

〔第五論文——科學にかんする教育について (Sur l'instruction relative aux sciences.)〕

前節でふれた・周知の『公教育の全組織にかんする報告、および布告草案』にひきくらべ、この『公教育について』(以下『公教育論』とよぶ)の作品は、論及されることとあまりに少く、論者また、高々その内容を紹介するにとどまっている。⁽¹⁷⁾しかし、この取扱いは、つぎの理由にてらして、いちじるしく不當である、といわざるをえな

い。すなわち、『報告・布告草案』を『公教育論』と對照する時に一見して明らかかなように、前者は、後者の・いわば結論であり要約であるにとどまっている。外形的な點では、たとえば、『報告』の總論にあたる部分は、著作集の・わずか五ページをしめるにすぎないが、これは、『公教育論・第一論文』すなわち「公教育の本質および目的」(著作集で六一ページにあたる)の集約である。そこから、内面的には、コンドルセが、公教育の必要性をどのようにうけとったのか、なにを公教育に期待したのか、また公教育の組織をどのような原理から導き出したのか、などの諸點について、かれの・根源的な思考・發想過程をうかがうに足るものには、『報告・布告草案』の中には、ほとんど残されていないことになる。いいかえれば、『報告』は、公教育の目的を三つ、すなわち、個人の・自己の權利の認識および行使能力の形成、市民一般の福祉の増大のための・技術の進歩、および人類の完成への貢獻、においているが、コンドルセはなにゆえこの三目的を措定したのであるか、『報告・布告草案』がたてられている・公教育の五階程は、右の目的とどのように連關するのであるか、そして、とりわけ、公教育はすべての

政治權力から切斷されていなければならぬ、とする斷定は、はたしてどのような思想から發したのであるか——、これらの理解を、われわれは、いずれも『公教育論・第一論文』にまたなくてはならないのである。つまり、コンドルセは、右のような基本的諸點についての所見を『公教育論』の中で餘すところなく披瀝し開陳した、という前提の上で、『報告・布告草案』の作成に着手した、⁽¹⁶⁾といつて差支えない。

このことは、上記第四回委員會以後の・公教育委員會の事業経過によつても、立證されよう。

すなわち、第一に、『議事録』は、コンドルセが、第四回委員會で『公教育論』中の四論文を提出すると同時に、「公教育の區分計畫、および同教育にかんする一般原則の要約を朗讀した」、とつた⁽¹⁶⁾。このことは、コンドルセが、すでに『公教育論』の諸原則を確定的なものとしてふまえた上で、公教育の一般原則および組織計畫の作成を進めていた消息を語るものであらう。第二に、公教育委員會は、その後しばらくは公教育問題を討議することなく、同委員會の・本格的な事業は、第三回委員會(一七九二・一・三〇)でコンドルセが、公教育の全

組織にかんする布告草案(すなわち、上述の『布告草案』の原案)を提出した時から、始まる。しかし、次回第三回(九二・二・三)からコンドルセが議會で報告を行う直前の第六七回(九二・四・一八)までの・前後二七回にわたる・委員會の審議経過の記録は、『報告』の原案(第五九回、九二・四・九、提出⁽²⁰⁾)についてはもとより、一月三〇日提出の『布告草案』の原案についても、コンドルセの諸原則をほぼそのまま承認したことを、示している。

とすれば、まず、第三一回委員會提出の『布告草案』の原案は、第四回提出の組織プランが具體化されたものでこそあれ、第三一回までの間にコンドルセには、第四回提出のプランを變更しなければならない理由は、なんら存在しなかつたのであり、さらに、第三二回以後第六七回にいたる間にも、『布告草案』原案と『報告』原案との基礎、すなわち、『公教育論』の基本的立場を修正する必要は生じなかつたのである。

以上によるならば、『報告・布告草案』の前提であり、したがってその中にはや再現されなかつた・『公教育論』の思考過程を無視して、前者のみにもとづいてコ

ンドルセの公教育觀の理解をはかることは、むしろ不可能に近い、といわなければならない。

(1) 一七八九年七月一四日、國民議會は新たに八名からなる憲法委員會を任命する。七月二七、二八日に委員が提出した報告をめぐる討論は八月二八日に開始され、以來ほぼ二箇年を費した憲法成文は、一七九一年九月三日議會の承認と國王の批准とをえた(L'oeuvre législative de la Révolution, par L. Cahen et R. Guyot. Paris, 1913. p. 24.)。

(2) 『宣言』は、八月二六日に行われ、十一月三日に公布された(Cahen et Guyot, 21. Duvergier, I, 38.)。

(3) 『憲法』前文は、「國民議會は、さきにそれが承認し宣言するにいたつた諸原理の上にフランス憲法を樹立せんと欲し……」とのべらる。

(4) Cahen et Guyot, 25.

(5) 一七九〇年三月二日に設置された「救貧制度廢止委員會」の『事業プラン』の中に、『憲法・基本規定』第六バラグラフに對應する思考がみられる。「それゆえ、社會の義務は、貧困の防止の方策を求め、貧困を救済し、生きんがために労働を必要とする人々に労働を提供し、これを拒む時には、強制し、年令ないし傷病のために一切の生活手段を奪れた人々を、労働によらずして、扶助することにある」。そして『事業プラン』は、この義務を根據づけるにあつて、「人間は全て、生存の權利をもつ」という命題に

ちのちをきまなかつたし、この命題を『人權宣言』に結びつけねばならぬ。 (Emile Levasseur: Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870. 2e éd. Tom. I. Paris, 1913. pp. 63~64)。

(6) ロンペル・トマンをは踏襲した・モンテナス・トマン (Rapport et projet de décret sur l'organisation des écoles primaires, présentés à la Convention nationale, au nom de son Comité d'instruction publique, par F. François, Lanthenas, etc. Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale. Tom. I. Paris, 1891. (Rapport, 74~80. Projet de décret, 68~73) が、一七九二年一月二日に國民公會で報告されたのを機會に、公教育委員會を支配して、ロンドルセの就學自由の原則に反對して、一月二〇日デュロスは、「教育は、權利において平等な・一切の市民にたいし平等に歸屬しなければならぬ」とする立場から (Sur l'instruction publique et spécialement sur les écoles primaires, par [Jean-François] Ducos, etc. Procès-verbaux. I. 186~192) またルクレルクは、フランス國民のモラルの新生のためには「社會性」を形成する「共同教育」が必要である、という立場から (Discours sur l'instruction publique, par le citoyen [Jean]-B. [apiste], Leclerc, etc. Procès-verbaux. I. 192~198) 初級教育の義務制を提唱する。——ルクレルクの場合には、不就學にたいする罰則規定が用意されてゐた。

「その・ゆゑ一の財産が腕の中にある・プロレタリア市民は「知識教育と人間教育とを興えられていぬ」として、フランスの「全児童は共和國の費用で教育される」「全児童は、同一の食事、同一の衣服、同一の教育、同一の配慮をうける」ことを要求した。 Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier」が成立したのち、一月二四日から一月三日の間である (ルンペル・トマンは、山嶽黨が政治權力を奪取したのちの一七九三年七月十三日にロペル・トマンによつて國民公會に提出された。 Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale. Tom. II. Paris, 1894. pp. 32~62)。

(7) 一月二〇日にデュロス、ルクレルクとともにラントナス・ブランに反對演説を行ったブチは、公教育委員會案による初級學校の利益をうけるのは、「富者であり、しかも、富者のみである」として、ロンドルセの全公教育の無償制にもかかわらず、都市・農村の・貧民の子弟が「自らのパンを稼ぐために」就學の不可能な現實を指摘する。かれは救貧制度の廢止とこれにかわる「配分の正義」を公教育の前提條件として要求し、この具體的方策として一種の財産税による公的基金を設けることを提案する。この基金によつて「パンを必要とする者にはパンを、勞働を必要とする者には勞働を興えて」初めて「人間の尊嚴が自覺される」のであつて、「公教育の第一歩はここにあり」とブチは Opinions (Opinion de Michel-Edme Petit.....con-

tre le projet des écoles primaires, présenté par le Comité d'instruction publique de la Convention nationale. Procès-verbaux. I. 176~182.

(8) Procès-verbaux d'instruction publique de l'Assemblée législative. Intro. xvii. 立憲議會は、公教育問題を憲法委員會、聖職委員會、財政委員會、その他に委ねて特別な委員會を創設することを考へなかつた(Intro. iii.)。

(9) Procès-verbaux. Intro. xviii.

(10) Procès-verbaux. 12.

(11) Procès-verbaux. 12. note (1).

『公人文庫』(Bibliothèque de l'Homme public; ou, analyse raisonnée des principaux ouvrages François et étrangers, sur la politique en général, la législation, les finances.....Par le Marquis de Condorcet, M. de Peyssonel [Peyssonel], M. le Chapelier, et autres gens de lettres. [Éd. par L. S. Balesstrer de Canilhac.] 28 tom. en 14 vol. Paris, 1790~92. は、政治學・政治經濟學の知見の普及を目的に刊行され始め、第一年は、マキアヴェルリ、ホデン、ロック、スミスなどの古典を紹介した。(12) Oeuvres. VII. 169~228. 『公人文庫』は月刊であったから、第二年第九號所載の『第四論文』をロンドルセが一月初めに公教育委員會に提出したとすれば、『第一論文』所収の第一號は一七九一年の初めに現われたもの、と思われる。

(13) Oeuvres. VII. 229~324.

(14) Oeuvres. VII. 324~378.

(15) Oeuvres. VII. 378~412.

(16) キエートの前註にあれば、『第五論文は……ロンドルセの生前には印刷されなかつた』。

(17) ロンドルセの評傳中、一章を設けて『公教育論』を紹介したのには、Léon Cahen: Condorcet et la Révolution française. Paris, 1904. xxxi. 589 p. pp. 324~379. のようにある。また、Ferdinand Buisson: Condorcet. Paris, 1929. 137 p. は、『公教育論』の簡単な抜萃を主眼としてする(pp. 55~87.)。

(18) Procès-verbaux. 14.

(19) Procès-verbaux. 102.

(20) Procès-verbaux. 172.

三

『報告』は、公教育の目的を、その冒頭につきのようにかかげている。

「人類の・全ての個人にたいして、その欲求を充足し、福祉を確保し、権利を認識し行使し、義務を理解し履行する諸手段を、提供すること、

全ての個人のおのおのにたいして、その勤勞を完成し、それに參與する権利のある社會的職務を遂行する能

力をえ、天賦の才能をことごとく發展させる便宜を、確保し、これによって、市民の間に事實としての平等を確立し、法によって承認された政治的平等を現實化するものと、

かかるものが、國民教育の第一目的でなければならぬ。そして、この觀點にしたがえば、國民教育は公權力にとり、正義にもとづく・一箇の義務である。

技術の完成が市民全體の快樂と、技術にたずさわる人の安樂とを増大するように、できる限り多數の人々が社會に必要な職務を十分に履行しうるように、また、知識の・絶え間ない進歩が、われわれの困窮を救い、不幸をいやし、個人の幸福と共同の繁榮との道をひらく上に、盡きることのない泉となるように、教育を導くこと、最後に、各世代において、身體的・叡知的・および道徳的能力を養い、これによって、すべての社會制度が向うべき窮極目標である・あの・人類の・全面的かつ漸進的完成に寄與すること、

かかるものがまた、教育の目的でなければならぬ。そしてこれは公權力にとり、社會の・共同の利益、人類全體の・共同の利益が課した・一箇の義務である⁽¹⁾。

このように『報告』に要約されている・公教育の目的は、『公教育論・第一論文』の中で、つぎの三節構成によって示されている。すなわち、第一節「社會は民衆にたいし、權利の平等を現實化する手段として公教育の義務をおう⁽²⁾」、第二節「社會はまた、種々の職能にかんする公教育の義務をおう⁽³⁾」、第三節「社會はさらに、人類を完成する手段として公教育の義務をおう⁽⁴⁾」。これによれば、公教育の目的を設定するさいの・コンドルセの視點は、さしあたり、個人・社會・人類の三つである、といえよう。

しかしもとより、この三視點がそのまま右の三節のそれぞれを導くのではない。第一節には、「人間は全て同じ權利を有する、と宣言されたにしても……もし道徳的〔精神的〕能力における不平等によって、大多數の人がその權利を餘すところなく享受することを妨げられるとすれば、すべてはむなし⁽⁵⁾」、とする・個人の視點とともに、教育が「社會の中に有用な知識を豊富にする」こと⁽⁶⁾によって、立法・行政上の進歩が期待される、とする・社會の視點、および、教育が「道徳感情 (sentiments Horaux) の差異から生ずる不平等を減少させる⁽⁷⁾」、とす

る・人類の視點が、併存する。第二節においても同じく、職能教育が職能上不可欠な「特殊知識」を習得させ、これによって、各個人が職業から排除される危険と、職能遂行上に生ずる「他人への依存」とを消滅させ、市民的平等の實現への道をひらく、とする⁽⁸⁾。個人の視點とならんで、職能教育が、科學理論の習得を通じて、産業上の「もっとも重要な・種々の發見」に導く、とする・社會の視點、および、ここから生れる「技術の完成」によって、「人々が生活の全領域にわたり、健康・清潔・快適に恵まれる」という「また別種の・より普遍的な平等」が發生することを求める⁽¹⁰⁾。人類の視點が、共存する。第三節においても、この・三つの視點の共在はつらぬかれらる。すなわち、人類をつぎつぎに完成の・したがってまた幸福の諸段階に引上げてきたものは、思辨的眞理にほかならない。しかるに「もてる・天賦の能力をことごとく發展させようとする教育を幼少期にうけた人々の數は、高々百人にひとりであったにすぎない」とすれば、通常の人間のための教育部分に相並んで「天賦の才能を發揮させその前進を助けるため」の教育部分もまた存在しなければならぬ⁽¹¹⁾、とする・個人の視點。また、國民

にたいして、「時がもたらす變化」、すなわち自然的・人爲的原因による生活環境の變化、人口の増減、新しい耕作方法や技術の發見、機械の導入、などが「市民相互の間にも、他國民との間にももたらさずにはいない・重大な變革」を豫知しこれに對處できる能力を、與えることが、人類の完成のための教育の目的の一つである⁽¹²⁾、とする・社會の視點。さらにまた、文明諸國民が野蠻狀態を脱却し、無知と偏見とから生ずる・もろもろの惡からのがれることができたのは、あらゆる種類の眞理が相ついで發見されたことにおうている。しかし、このようにして、多くの世紀にわたっておびただしい量の眞理が蓄積されるとともに、蓄積された眞理を一般的眞理に歸納する方法、これらの眞理を單純な體系によって整理する方法、より精密な定式を用いてこれらの蓄積された眞理を要約する方法、この方法自身もまた同じく進歩する。すなわち、「人間精神が眞理を發見すればするほど、これらの眞理をますます多量に保持し結合することもまた可能となる。われわれ人類の・この・無限の完成化は……自然の一般法則である (ce perfectionnement indéfini de notre espèce est... une loi générale de la nature)」⁽¹³⁾

として、完成の無限性それ自身のために教育を要求する・人類の視點。

右のように『公教育論・第一論文』を概観すれば、コンドルセによつてたてられた・公教育の目的は、I.個人については、1.権利の自己認識と行使能力との形成、2.就職の保證と職業上の平等の確保、3.天才の發揮と前進との確實性、であり、II.社會については、1.立法・行政の改善、2.産業技術の完成、3.自然的・人爲的變化への對應能力の育成、であり、III.人類については、1.道德感情の平等化、2.生産力の發展による・物質的福祉の普及、3.人類の・無限の完成化、であつた、ということが出来る。

上にみたとおり、公教育の目的を語る三節それぞれの中に他の二視點が共在していることから知られるように、個人・社會・人類の三視點を連結するものは、それぞれの根底にある價值基準のおのおのが、互いに他にたいていしてもつ意味と作用、互いに他を含み他によつて含まれ、他を實現し他によつて實現される、という相互關係であり、それゆえ三視點は、切斷されることを全く許さない構造でとらえられている。にもかかわらず、なお三

節構成にうかがわれるように、この三視點が分立せしめられているのは、コンドルセにおいて、個人がなによりも政治學の、社會が經濟學の、そして人類がそれら諸科學に表出する精神史の、それぞれ對象としてながめられているからにほかならない。⁽¹⁴⁾

そして、右の事情を考慮した上で、われわれは、コンドルセがおいた・公教育の目的を、1.個人の・自己の權利の認識と行使能力の形成、2.社會の・生産力の發展、3.人間精神の・無限の完成、の三者とおさえてよいであらう。そこで、付言するにとどめるならば、コンドルセにおける・五階程の公教育組織は、實は、この三目的を原理としてたてられたのである。たしかに『公教育論』では、アンステイテュ、リセ、ソシエテ・ナシオナルの用語も制度も語られてはいない。けれども、『公教育論・第二論文』にのべられた「兒童のための普通教育」は、第一の目的にささげられるべきものとして、『報告・布告草案』の初級・第二級學校に、『第四論文』における「職能にかんする教育」は、第二の目的につかえるべきものとして、『報告・布告草案』のアンステイテュに、そして『第五論文』の「科學にかんする教育」は、第三の

目的をはたすべきものとして、『報告・布告草案』のリセ
ならびにソシエテ・ナシオナルに、それぞれ展開される
のである。

- (1) Oeuvres. VII, 449~450. Procès-verbaux. 188~189.
- (2) Oeuvres. VII, 169~174.
- (3) Oeuvres. VII, 175~178.
- (4) Oeuvres. VII, 178~186.
- (5) Oeuvres. VII, 169.
- (6) Oeuvres. VII, 174.
- (7) Oeuvres. VII, 172~173.
- (8) Oeuvres. VII, 175.
- (9) Oeuvres. VII, 177~178.
- (10) Oeuvres. VII, 175~176.
- (11) Oeuvres. VII, 178~179.
- (12) Oeuvres. VII, 184~185.
- (13) Oeuvres. VII, 183.
- (14) この點については Esquisse d'un tableau historique
des progrès de l'esprit humain. Oeuvres. VI. へへに
IX^e époque. Depuis Descartes jusqu'à formation de la
République française. を参照。

四

『公教育論・第一論文』の要點は、しかし、公教育の

目的およびその組織原理の提示に盡されるものではな
い。公教育からの・政治的・宗教的思想教育の排除、お
よび、政治権力からの・公教育の切斷、がその・第二
の要點を、さらに、婦人の被教育權の主張が、第三の要
點を形づくる。そして、右の・第二、第三にかかわる立
論は、公教育の組織方針についての敘述のあとにおかれ
た『解決すべき豫備的諸問題』と題する節に語られて
いる。⁽¹⁾ すなわち、この節は、

1. 國民的權力によって設立される公教育 (l'éducation
publique) は、知識教育 (l'instruction) に自己を限定
すべきかいなか。

2. この教育の上に公權力の諸權利が及ぶのは、どこま
でであるのか。

3. 公教育は、兩性の同一であるべきかいなか。

に分たれるのであるが、第三の問題設定についてはし
ばらくおき、第一、第二の問題について、コンドルセの
所論をたずねなければならぬ。

公教育は知識教育に自己を限定するべきかいなか、の
問題設定にたいし、もとより限定を主張するコンドルセ
の論據は、なんであったらうか。⁽²⁾

まず、われわれは、エジュカシオンとアンストリユクシオンとの概念を、コンドルセ自身がどのように區別しているか、をみなければならぬ。これを語るのは、「もしエジュカシオンの範圍をことごとく盡すとすれば、それはひとり實證的な知識教育 (Instruction positive)」、つまり、事實と計算とにもとづく眞理の教授 (l'enseignement des vérités de fait et de calcul) にとどまるものでなく、政治的・道德的ないし宗教的意見のすべてを包含するものとなる⁽⁴⁾、という記述であらう。公教育は、もとより、全市民ならびにその子弟にたいして平等でなければならぬ。しかし、右のような・いわば全面教育の意味でそれが平等であるためには、公教育は必然的に義務制ないし共同教育制度によらざるをえない、こうコンドルセは考えたように思われる。エジュカシオンを斥けて知識教育への限定を斷言する・かれの所論が、義務教育制・共同教育制度の拒否と、政治的・宗教的思想教育の拒否とを含むのは、この理由による。前者について、コンドルセは第一に、若き市民がことごとく共和國の子とみなされ、共和國のために教育されて、家庭や自己自身のために教育されるのではなかつ

た・古代の共同教育にたいして、「この制度を近代國民に適用することはできない。教育における・このような絶対的平等は、社會の勞働が奴隸の手によって行われる民衆の場合にのみ存在しうるにすぎない⁽⁵⁾」、として、これを斥ける。この拒絶の脊後に、われわれは、古代人が「市民相互の間にうちたてようとした平等は、例外なく、奴隸と主人との間の・おそるべき不平等を土臺にしていた⁽⁶⁾」、とする・かれの古代評價がよこたわっていることに注目しなければならぬ。

義務制を拒否する・第二の根據は、就學の經濟的條件の差異が、この制度をしてかえって文明の進歩を遲滞させるものとなる、という觀點である。「市民の子弟の大部分は、つらい職業に運命づけられている。彼らはすでに幼時から徒弟奉公を始めなければならず、これに一切の時間をささげなければならぬ。彼らが幼児期をすぎる前から、彼らの勞働は家庭の收入の一部となるのである⁽⁷⁾」。このような・少年勞働力としての・貧困家庭の子弟と、「はるかに進んだ教育に時間と費用とをかけることができ、この教育によって收入の多い職業につくことのできる⁽⁸⁾」・富裕な家庭の子弟との存在を、與件として、

しかも「運命」としてうけとるコンドルセが、「だから、運命がかくもことなる人々 (des hommes dont la destination est si différente) を、厳密な意味で平等な教育につかしめることは、不可能である」と断定する時、かれのうちには、もしあえてこの・平等な教育を強行する時には、教育は貧困な家庭の子弟を標準としなければならず、したがって「社會は文明の進歩を犠牲にしなればならない」とする判断が優位を⁽¹⁰⁾しめていた。

第三に、コンドルセは、子弟を教育する権利が両親の自然権の一つである、とする論據を提出する。人々が社會に結合する目的は、自己の自然権をもっとも完全に平安に確實に享受するため以外にない。「そして、幼少期にある・自らの子弟を監督し、その無知を補い、無力を助け、生れたままの理性を導き、幸福への準備をなさしめる権利は、疑いもなく、この自然権に含まれなければならない」とすれば、子弟にたいする教育権を家父に放棄せしめるような権力が、家父の代表者の大多数の手にゆだねられる、ということ⁽¹¹⁾は、「まぎれもない不正を犯す」ゆえんである。加えてコンドルセによれば、共同教育制は家庭という・自然の紐帶を破り、家庭内の幸福を

破壊し、一切の徳の萌芽である・敬親の感情を失わしめる、とされてゐる。⁽¹²⁾

以上のように、全面教育を可能にする前提としての義務制・共同教育制度にたいし、それは、各人が平等を宣言されたフランスにおいてははもはや存立しえず、その強行はかえって文明の進歩の障害をつくりだし、また社會結合の目的それ自身を否定する、としてこれを拒否するコンドルセは、つづいて、全面教育の内容にたいする批判を展開する。

第一に、コンドルセにとっては、政治的・道徳のないし宗教的思想のすべてを包含するエジュカシオンが公教育の内容とされる場合には、公教育が「意見の獨立 (l'indépendance des opinions) を侵害する」ことは、自明であった。實證的知識、事實と計算とにもとづく眞理は一であり、政治的・宗教的意見は無限に多である。コンドルセの中には、フランス革命第一期が至高のものとして奉じた「良心の自由」の原則が響いていたことは、疑いない。

だが、それと同時に、コンドルセがこの原則に、ある・個有の意味を含ましめていたことは、すでにここで、人

人は、自らが信ずるところのものを、「生れでる世代 (générations naissantes)⁽¹⁴⁾」に強制的に教えこんでばならぬ⁽¹⁵⁾。「社會にはあるべきこと」(en entrant dans la société)⁽¹⁵⁾教育によって與えられたものをたずさえて行く人間は、もはや一箇の自由人ではない、とする。その用語にもうかがわれるのである。すなわち、良心の自由がなによりも寛容を意味するのたいして、生れでる世代、社會にはいる以前の世代の・良心の自由とは、總じて社會に既存の政治的・宗教的意見にたいする自由、いいかえれば、それらを吟味し批判し改變するための自由を、意味する、とコンドルセは理解していたように思われる。

いな、良心の自由の原則にもとづいて、政治的・宗教的意見を、公教育の内部から排除するべきもの、とする。第一の根據に引續いて、つぎのような・第二の論據が現われることこそ、右にふれた・コンドルセ個有の「自由」概念の理解を示すもの、といえよう。すなわち、「教育の目的は既成の意見を承認することではもはやありえない。逆に、それは、つぎつぎに現われる世代の、しかも常にいよいよ明知なる世代の・自由な吟味に (a l'ie-

xamen libre de générations successives, toujours de plus en plus éclairées)「既成の意見をやらす、とすることではなければならない」⁽¹⁶⁾。

われわれが、これを「良心の自由」の原則から區別し、コンドルセ個有の自由概念の表出として、とくに第二の論據とする理由は、まさにこのところに、かれの・人類の「無限の完成性」の視點が現われている、と考えるからである。

前節でみたように、「人類の・無限の完成化が、自然の一般法則である」とする見解が、公教育の・第三の目的を設定する契機であった。そして、その完成化は、人類史の行程のなかに眞理の蓄積と、蓄積された眞理を理論化し定式化し體系化する方法それ自身の進歩とを、意味していた。《最後の眞理とは、常に、最後の一つ前の眞理である》とする立場は、おそらくコンドルセの根本觀照を語るものでもあった。つまり、人類史を、上の意味での完成にむかつての・時間とともに無限な系列としてとらえようとするコンドルセは、教育をまさしく人類完成史の成否をかけた問題として自覺したに相違ないのである。しかしながら、完成史の内容をなす眞理は、「事實と

計算」と以外の基礎をもたず、したがって「意見」、思想を自己の内部からことごとく排除するものでなければならぬ。とすれば、眞理の無限系列を可能にするためには、精神は、意見・思想にたいして眞理に値するかいなかの識別を、したがって、意見・思想にたいして批判し吟味することを、要求される。けれども、常に批判することができ、常に吟味することができるための・さらに深い前提は、精神が常に自由である、ということであろう。すなわち、精神の自由、思考の自由を除いては、眞理の無限系列を、したがって人類の完成史を可能にする條件は存在しないのである。教育は、あの無限系列の生産者であり、人類の完成者であり、それゆえ、自由な精神と思考との形成者でなければならず、したがって、自己自身が政治的・宗教的意見から自由でなければならぬ。あの・第二の根據は、おそらく、右のような・コンドルセの思考から發想されたのである。⁽¹⁷⁾

ところで、右の・第二の根據が、いわば、歴史における無限を想う立場から發するとするならば、第三の論據は、意見・思想の併存における無限を考えるとところから出ており、これが、なかんづく宗教的意見を公教育から

排除せしめるのである。すなわち、コンドルセによれば、信仰は、各市民の・自由な選擇物 (le choix libre) でなければならぬ。しかし、もし公教育が宗教上の意見をまで包含するとすれば、そこでは、過去と現在とにおける・全ての宗教が網羅され、これに應じた千差萬別の宗教教育が行われるか、あるいは、これらのうち若干のものをとって、これが市民に強制されるか、いずれか一つの道をえらぶ以外にない。ところが、前者の方法が不可能である以上、後者の方法のみが残る。この場合、いずれか一つの宗教の教育を、認めるにせよ、拒否するにせよ、それは、就學する子弟および兩親の・信仰の自由を侵害せずにはいないのであり、したがって、公教育に宗教教育を含ましめる公權力は、信仰が各市民の・自由な選擇物であることをやめしめる・不法な權力に墮さざるをえないのである。⁽¹⁸⁾

以上のように、良心の自由の原則、寛容の原則、および人類の・無限の進歩の立場にもとづいて、公教育が全面教育であることを拒絶するコンドルセの結論は、したがって「公權力は、知識教育の設立に自己を限定し、殘餘〔政治的・宗教的意見の教授〕は、これを家庭にゆた

ねるのてなければならぬ」(18)と云ふことであつた。

- (1) Oeuvres. VII, 197~226.
- (2) 婦人教育については Oeuvres. VII, 217~226. 革命期の「平等」原則の吟味のために、黒人奴隷、ユダヤ人、プロテスタント、および婦人がこの原則の対象たりえたか、いなか、を研究することは必要であらう。(Jacques Godéhot: Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire. Paris, 1951. p. 46. note 1. 参照)。黒人奴隷制に反対したロンドルセ (Réflexions sur l'esclavage des nègres. 1781. Oeuvres. VII, 61 et seq.) が、婦人の平等の見地からその被教育権を主張したことは、よく注目されなければならぬ。
- (3) Oeuvres. VII, 197.
- (4) Oeuvres. VII, 201.
- (5) Oeuvres. VII, 197~198. 義務制を拒否するロンドルセの・古代教育制度についての見解は、義務制を主張するルクレルク (第二節註 (6) 参照) が、「幼時ニオイテ、等シキ道ニ向ハシメラト、徳ノ・等シキ鑄型ニ鑄込マレシニヨリテ、萬人ハコトゴトク協和ス」と語るブリュタルクを稱揚しているのに、對置されよう。
- (6) Oeuvres. VII, 198.
- (7) Oeuvres. VII, 199.
- (8) loc. cit.
- (9) loc. cit.
- (10) loc. cit. 第二節註 (7) のようにラントナス・プラン

を通じてロンドルセが論難され、義務制が提唱される時、論者の關心は常に、ロンドルセが要求する・公教育全階程の無償制によつてもなお教育から排除される・貧困家庭の子弟に注がれてゐた。

- (11) Oeuvres. VII, 200.
- (12) Oeuvres. VII, 201. 上の趣旨の反論は、のちの一八五〇年代にも主として、ブルジョワ經濟學者によつて唱えられ、第三共和制には Jules Ferry が國民教育の義務制・世俗制・無償制の實現をはかるべきに、その後退を餘儀なくせよ (Edmond Dreyfus-Brisac: L'enseignement obligatoire et les commissions scolaires. Paris, 1899. Frédéric Passy: Mélanges économiques. Paris, 1857. 参照)。
- (13) Oeuvres. VII, 201.
- (14) loc. cit.
- (15) loc. cit.
- (16) Oeuvres. VII, 203.
- (17) タレーランが公教育の教授内容の中心に「九一年憲法」をおくのにたゞしつ (Louis-Grimaud. II, 71. 参照)。ロンドルセは「憲法それ自身の完成化とさう立場から、」各國民の憲法は「一箇の事實として以外に教育に關與するべきではなから」と主張する (Oeuvres. VII, 211 et seq.)。
- (18) Oeuvres. VII, 203. 『布告草案』第二編・第八條が「宗教は、相異なる宗派の・それぞれの聖職者により、教會堂で教授される」とする・公教育の世俗制の原則をかかげて

この根據は、ここにあら。
(19) Oeuvres, VII, 211.

五

前節にみたように、六つの根據から、公教育が政治的・宗教的思想の教授を自己の内部から排除しなければならぬ、と主張されるにせよ、なお、それらが侵入する危険にたいして公教育は無防備であることをやめない。なぜなら、第一に、公權力 (La puissance publique) —— コンドルセは、このもとに立法・行政兩權力を理解しているように、思われる——が、公教育の設立者であることを利して、公教育中の道徳教育に宗教教育を連結させ、あるいは、第二に、眞理のみを教授する公教育の中に、公權力ないし宗教上の權力が、自己の意見あるいは信條を眞理と稱して、これを潜入させる可能性は、いささかも減じないからである。

ここに、コンドルセが、『解決すべき豫備的諸問題』の中で、「公權力が、道徳教育を宗教教育に結びつけることは正當でない⁽¹⁾」、とし、また「公權力が、意見を眞理として教えしめることは正當でない⁽²⁾」、とする警告を發す

る理由がある。

第一の・道徳教育の・宗教教育からの切斷の主張については、われわれは、初級學校第一、第二學年のカリキュラムから、アンステイテュ、リセ、ソシエテ・ナショナルの・それぞれ第二部門にいたるまで、道徳教育ならびに道徳學研究を指定するコンドルセが、夫人ソフィ・ドゥ・グルッシーとともに、『アダム・スミスの』道徳感情の理論にかんする八書簡⁽³⁾の・實質上の共同執筆者であり、スミス『道徳感情の理論』の・同じく實質上の共譯者⁽⁴⁾であったことを、想起する必要がある。

「同感⁽⁵⁾は、人間性の感情の第一原因である」、「感受性⁽⁶⁾こそがわれわれをまさに人間的たらしめるものである」と、という理解と、スミスの同感理論をロックの感覺理論に接合する把握⁽⁷⁾にてらすならば、スミスから學ばれたものは、なによりもまず、道徳の世俗化の思想であった、といえる。そして、このことは、コンドルセが道徳教育のもとになにを意圖し、なにゆえそれを宗教教育から分離せざるをえなかったか、をおのずから語るものである。

ところで、われわれにとりわけ重要なのは、第

二の・聖俗権力からの・公教育の切斷の論據である。コンドルセは、たしかに、公権力の義務は、公共の害悪となる誤謬にたいして武裝するところにあり、同ように、聖職者の任務は、人々に人間としての、また市民としての義務をはたす勇氣を興えるところにあることを、認めている⁽⁸⁾。しかしなにを誤謬とし、また、なにを人間ないし市民の義務とするか、これを決定することは、聖俗それぞれ⁽⁹⁾の権力の限界の外にある、とコンドルセは考へる。すなわち、「けれども、どれが眞理であり、どれが誤謬であるか、を決定する権利 (droit de décider) は公権力にはない」⁽⁹⁾のであり、また「どれが人々の義務であるか、を決定しようとすることは、教權による篡奪のもっとも危険なるものである」⁽¹⁰⁾。いいかえれば、コンドルセは、聖俗兩権力から、眞理の判定者・決定者たる資格を剝奪することによって、兩権力の意見・信條が眞理の名のもとに公教育に侵入する道を遮斷しようとはかつたのである。

しかしここで、さらにたずねなければならぬのは、とりわけ公権力にたいし、なにゆゑ眞理の判定權が拒否されるのであるか、という點である。これが明らかに語

られているのは、『公権力は、それが行使される世紀の・叡知の水準に達しているもの (comme au niveau des lumières) とは認めがたいだけに、ますます自己の意見を教育の基礎として與えてはならない』と題された節である。すなわち、「知識の總量を増大させる使命をおびた・もろもろの精神が到達した地點からみれば、公権力を託された人々は、程度の差こそあれ、常にはなほだしくへだたつたところにとどまつている」。たとえ天才的な人間が権力者の間にいたにしても、彼が常に重きをなすわけにはいかない。「加えるに、それぞれの時期に叡知の・眞の極限 (le véritable terme des lumières) をしるしづけるものは、しかしかの天才の特殊理性 (la raison particulière) ではなく、明知の人々の共同理性 (la raison commune) なのである」⁽¹²⁾。

「公権力がついに接近することのできない・この・叡知の極限に接近するものが教育でなければならぬ。なぜなら、教育の目的は、一國民のうちにすでに普遍化した知識を永續させるところにあるのではなく、これを完成しこれを擴張するところにあるからである」⁽¹³⁾。

つまり、コンドルセはここで、科學者の集團が到達し

た・叡知の極限と公權力とが斷絶されずにはいないことを示し、それによって、公權力から眞理の判定權が剝奪される必然性を明らかにし、それとともに、教育を、叡知の極限に接近するべき・ゆ一のものとするることによって、再び「知識の・たえざる完成化」の目的を、教育に付與するのである。

とすれば、われわれにはもはや、コンドルセがなげにゆえ、『報告・布告草案』で、ソシエテ・ナシオナルを、公教育の指導・監督・任命の體系の頂極においたか、が理解できるであろう。たしかに、『公教育論・第五論文』の中には、人類の・無限の完成化に寄與するべき・科學教育および研究の組織が「學會」(sociétés savantes)の名稱のもとに語られているのとどまり、ソシエテ・ナシオナルの用語も、また『報告・布告草案』においてそれに付與されている機能も、記されてはいない。けれども、ソシエテ・ナシオナルが、公教育の體系内であるような機能をはたすものとして『報告・布告草案』の中に現われることができたのは、すでに『公教育論・第一論文』において、上にみたような・科學者の集團組織が想われていたからにはかならない。すなわち、それは、第

一に、科學者の「共同理性」の形成者であり、第二に、教育の本質をなす眞理の・ゆ一の判定者であり、第三に、公教育が接近するべき・叡知の極限を、眞理の無限系列の産出者としての自己の活動過程において、措定するものであり、このような自己活動によって、公教育の設立者である公權力から公教育を切斷するにたえる自立性と自己充足性とを確立し、こうして公教育の成立そのものを初めて可能にするものであった。

以上に吟味した間に知られるように、公教育の最終段階をなす科學教育を導く理念は、人類の・無限の完成化であった。また、政治的・宗教的意見を公教育から排除する時、そこには公教育をその形成者とする・眞理の無限系列が想われていた。さらに、科學者の共同理性がしるす・叡知の極限が、公權力と公教育との切斷を必然化する時、この極限は、實は、科學者の共同理性が常に限りなくそれをこえて行く、という・極度の緊張に支えられたものにほかならなかった。とすれば、コンドルセにおいて公教育の獨立の主張を窮極的に基礎づけていたものは、『公教育論』において、自然の一般法則と觀じられた・「人類の・無限の完成化」の思想であり、『報告』に

において、「人間の完成性の・未知なる限界は、われわれのうかがいえぬかなたにある」と記された思想であり、いかえれば、人間精神の進歩の無限性の思想であった、⁽¹⁴⁾ といつてよいであろう。

ところで、一七九三年一〇月から翌年初めまでの間に執筆された『人間精神の進歩にかんする歴史的發展の素描』もまた、その冒頭の部分で、「この著作の成果は、つぎのことを、推理と事實とによって、示すことである。すなわち、自然は、人間の諸能力の完成化にたいしなんらの限界もしるしづけていないこと、人間の完成性は、文字通り、無限であること、この完成性に發する進歩は、これを停止せしめようと欲する・一切の權力にかかりなく、自然がわれわれを投げ込んだ地球の命數以外に、限界をもたぬ、ということである」、と語っている。してみれば、『公教育論』および『報告』をつらぬく・コンドルセの思想は、またかれの歴史哲學のただ中を流れるものであった。しかし、『公教育論』において人類の・無限の完成化がいわれる時、その内容は、時間とともに行われる・眞理の蓄積と、これらの眞理を理論化し體系化する方法的蓄積とであった。つまり、そこで

は、無限の完成化は、このような・「蓄積」の視點に支えられていた。ところが、『素描』は、ひとしく無限の完成化の立證を試みながらも、しかしそれを、偏見にたいする・理性の・「長い・苦惱にみちた闘争」の歴史、「偏見の發生・勝利・敗北の歴史」を媒介として、行う方法を示しているのである。とすれば、この・視點ないし方法上の轉換は、どこから生じたのであろうか。この轉換は、おそらく、上にみた・『公教育論・第一論文』中の「解決するべき豫備的諸問題」において、政治的・宗教的權力が、人間精神の・無限の進歩の否定者として自覺される・まさにその地點に生じた、と考えられる。そして『報告』が、教育の獨立を人間の完成性にかかわらしめて強調したのちに、インド、エジプト、あるいは、ロマ、ギリシヤ人の・往古の・驚嘆すべき知識が、宗教的權威と政治的權力とによる・人間精神の被支配によつて、たちまち頽廢し、衰滅し去つたことを、指摘しているのは、右の問題意識による・人類精神史の省察の端緒を示すものにほかならないのであり、これが『素描』における・第一期から第五期にいたる記述の原型をなす、といえるであらう。とすれば、『素描』は、コンドルセが

チュルロからえた「進歩」の思想が、かれの教育論に流入し、それに媒介されることによつて、初めて成立することができたのではなからうであらうか。しかし、この點については、おぼやかりなことはなからうとすべきならう。

(1) Oeuvres. VII, 204.

(2) Oeuvres. VII, 204-205.

(3) Adam Smith: Théorie des sentiments moraux, ou Essai analytique sur les principes des jugemens que portent naturellement les hommes, d'abord sur les actions des autres, et ensuite sur leurs propres actions: suivi d'une dissertation sur l'origine des langues: Traduit de l'anglais sur la septième édition, par Mme Sophie de Grouchy, marquise de Condorcet. Elle y a joint huit lettres sur la sympathie. 2 vol. Paris, 1798. (2^e éd. 2 vol. 1830.)

Antoine Guillois: La marquise de Condorcet, sa famille, son salon, ses amis. 3^e éd. Paris, 1897. 242頁。アンヌ・カバニスによつて、その『入書簡』は、一七九三年に成立した(Frank Alengry: Condorcet: guide de la Révolution française: théoricien du droit constitutionnel et précurseur de la science sociale. Paris, 1904. p. 734. 55頁)。これの『第一書簡』アンヌ・カバニスの有名な著作のノンナム誌(母ヤンベール・ラベットの手紙)の一七九四年出版の(8)の譯

評を耳にしていたため、「スキムスの道徳感情の理論を一度も讀んだことがなく」また、「原典を讀むだけの・英語の理解力がなかつた」にもかかわらず、「あまじくこれを企てた」(註)の(9) (Théorie. 2^e éd. Tom. II. 312. Lettre I.)。右の「これ」は『入書簡』249・「スキムスの意見の吟味」を指す(249)の(9) (Théorie. 2^e éd. Tom. I. Advertissement. vii.)。たゞこれは、アンヌ・カバニスの『入書簡』の「スキムス以前」かの女の翻譯が現われた(loc. cit.)とは考へられなからう。むしろアンヌ・カバニスは、早くからスキムスの著作を高く評價して、アンヌ・カバニス(Oeuvres. I, 624)の示唆に助力した(註)の(9)『入書簡』を執筆したの(9)に翻譯を行つたか、あるいは、同時に翻譯を進めたか、の(9)をたかむであらう。なほ、アンヌ・カバニスの(9)のスキムスの影響に注目したのは、アンヌ・カバニスの(9) (729 et seq.)。

(5) Théorie. II. 323. (Lettre. I.)

(6) Théorie. II. 324. (Lettre. II.)

(7) Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain. Oeuvres. VI. 11-12.

(8) Oeuvres. VII, 205. (9) loc. cit. (9) loc. cit.

(11) Oeuvres. VII, 209-211. (12) Oeuvres. VII, 209.

(13) loc. cit. (14) Oeuvres. VI, 13.

(15) Oeuvres. VI, 22.

(19) Oeuvres. VII, 524. Procès-verbaux. 224.

(一橋大學助教)